

規制シート(様式)

200197001370005

平成28年12月28日

規制の名称	廃棄物処理法における規制	所管府省	環境省
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	廃棄物・リサイクル対策部 企画課長 小野 洋 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長 瀬川 恵子 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 中尾 豊
規制目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物処理法においては、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については排出事業者の処理責任の下、処理基準や処理を委託する際の基準等が定められている。廃棄物の処理を業として行う者についての許可制度等を設けるとともに、廃棄物処理施設についても、構造上の基準や施設を維持管理するための基準等が定められている。このほか、廃棄物の輸出にあたっての確認・輸入にあたっての許可並びに廃棄物が地下にある土地の指定及び当該土地の形質変更にあたっての届出等の措置について規定している。	関連する予算	廃棄物の適正処理の更なる推進に向けた廃棄物処理法の点検 (H28年度: 4,061千円)
規制の最近の改廃経緯	災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平成27年に法を改正し、平時の備えを強化するための関連規定、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置を整備した。	関連する 政策評価結果	平成27年度政策評価(事後評価) http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27jigo/jigo_sheet/4_3.pdf http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27jigo/jigo_sheet/4_4.pdf http://www.env.go.jp/guide/seisaku/h27jigo/jigo_sheet/4_5.pdf
規制を維持、改革又は新設する理由	平成22年改正法附則第13条の規定を踏まえ、施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとしている。	規制の維持、改革又は新設の別	現在、関係者の意見を伺いながら検討を行っているところ。

(規制を改革する場合 の改革の方向性)	関係者の意見を伺いながら検討を行っているところ。
見直し条項	法附則第13条
次の見直し時期	平成33年度